

2021年2月18日
 全国港湾20発第62号
 港運同盟発21-第7号

総合資源エネルギー調査会
 電力・ガス基本政策小委員会 山内 弘隆 殿
 石炭火力検討ワーキンググループ 座長 大山 力 殿

全国港湾労働組合連合会
 中央執行委員長 柏 木 公 廣



全日本港湾運輸労働組合同盟
 会長 日 吉 正 博



非効率石炭火力発電の廃止・縮小政策に関する意見書

私どもは、全国の港湾で働く労働者・労働組合で構成する港湾運送産業を主たる基盤とする産業別労働組合です。私どもの労働組合には、石炭火力発電施設で使用される石炭の港湾での荷役や関連する業務に従事する労働者が数多く加入しています。

私たちは、地球温暖化防止という世界的要請に対する取り組み自体に反対するものではありません。むしろ、その推進を図るべきと考えています。しかし、その政策推進に当たって、港湾労働者や港湾運送事業者への負の影響をもたらすことは避けるべきと考えています。地球温暖化を防止するために石炭火力発電をどのように考えるかを議論するだけでなく、その結果としてもたらされる港湾労働者や港湾運送事業者への負の影響の発生を防止・軽減するための港湾労働者の雇用確保や港湾運送事業者の事業継続を可能とするための施策をしっかりと「政策」及び「計画」に盛り込まなければ、適切な「政策」及び「計画」とは言えないのではないかと考えます。

資源エネルギー庁の見解や、各種報道によりますと、個々の石炭火力発電施設の廃止・縮小などの具体的な計画は、国ではなく、発電事業者が策定する方向で議論されているようですが、私どもは、結果として、政府の施策を民間事業者に丸投げしたうえで、その結果責任は、民・民の契約によるものとする、無責任のそしりを免れないものとも考えます。

については、現在検討されている政策の結果として、港湾労働者や港湾運送事業者が切り捨てられることがないよう、港湾労働者の雇用が確保され、港湾運送事業者の事業が継続できるようにするための具体的な取組が盛り込まれた政策となるよう、貴調査会に対し、下記の通り検討をお願いいたします。

記

1. 港湾運送事業の特性、並びに石炭火力発電と港湾運送について

以下に、港湾運送事業の特性そのもの、並びに、石炭火力発電との関係を明記します。このことを調査会での検討の際の前提とし、火力発電施設の廃止・縮小だけを焦点とするのではなく、広い見地とその影響の深刻さを視野においた総合的な検討を要請します。

- (1) 港湾運送は、港湾運送事業法(目的)が定めるように、当該地域の経済・公共の福祉に資するものとされており、その事業は、他人の需要に基づく受け渡し行為と規定しています。つまり、発電事業者の発注によって石炭荷役などの業務が発生するもので、石炭火力発電の削減・縮小は、港湾労働者の雇用と港湾運送事業の継続に決定的な影響力を持つものです。
- (2) 港湾運送事業は、個々の港湾毎に事業の許可が行われており、複数の港湾にまたがって一つの港湾運送事業者が事業を行っている例はまれであり、事業規模も多くが中小・零細事業者です。したがって、一つ一つの石炭火力発電所の廃止・縮小は、当該港の事業者の経営基盤を直撃し、港湾労働者の雇用に与える影響は深刻なものとなります。
- (3) 石炭は、火力発電所の最寄り港湾においては、当該港湾の主力貨物であり、その依存度は90%になるという港もあります。また、依存度の低い港であっても、専ら石炭荷役に依存して事業を営む事業者も多々あります。このことを以てしても、石炭火力発電施設の廃止・縮小の及ぼす影響の深刻さを理解いただけると確信します。

2. 港湾運送・港湾関係事業への影響と対策について

上記 1. に明記した事情とともに石炭火力発電施設の稼働にかかわる事業者は多数あり、地域の雇用に与える影響は多大なものとなります。特に石炭の荷卸し・移送・配送にかかわる港湾での業務は多岐にわたり、直接的には1万人、関係業務を入れると倍にも3倍にも膨れ上がり、港湾と関係事業に働く労働者においては雇用不安が、港湾運送事業者と関連事業者においては事業継続への不安が広がっています。

- (1) 調査会での政策の検討に当たっては、港湾労働者の雇用維持と港湾運送事業者の事業継続への不安を払拭することは言うに及ばず、港湾労働者の雇用が確保されるとともに、港湾運送・港湾関係事業者の事業が継続できるようにするための具体的な取り組みを検討し、調査会の答申や報告書の中で明記して頂くこと。
- (2) そのために、調査会での検討に資することを目的に、政策の審議過程と並行的に、私ども港湾労働組合が具体的な施策を調査会に提言することを了承していただくこと。また、私どもの提言の政策への反映を前向きに検討して頂くこと。

3. 政府は、地元対策を民間の発電事業者に丸投げするべきではない

上記の通り、この石炭火力発電所の廃止・縮小政策によって港湾労働者の雇用と港湾運送事業者の事業基盤に影響を与えることは明白で、港湾運送事業者などに対する地元対策の内容の検討も実施も発電事業者の判断だとして丸投げするようでは雇用と関係事業者の事業継続は担保できません。発注側である発電事業者は受注側である港湾運送事業者よりも立場が強いため、単に民間事業者同士で話し合いをしても、対等な話し合いができるとは考えられません。このことは、調査会の委員各位も容易に想起されることでしょう。

「国は政策の策定までで、実際にどうするかは発電事業者が考える」、「個々の石炭火力発電所の廃止・縮小の内容や地元対策の内容は発電事業者が自分で判断していることなので、関係政府はあずかり知らぬ」では問題です。過去にも似たようなことがあり、政府から同じようなことを言われ続けてきたのがこれまで私たち港湾労働組合の経験であり、これを繰り返すわけにはまいりません。このため、検討中の政策が以下の点も含む政策になるよう、お願いします。

- (1) 石炭火力発電の廃止・縮小が港湾労働者や港湾運送事業者に与える負の影響の発生を防止・軽減するための政策を、政府は、責任をもって計画・実行すること。発電事業者の対応が不十分な場合は、政府は、発電事業者を指導すること。
- (2) 政府は、関係者に対する説明と協議を発電事業者任せにするのではなく、自ら責任をもって行うこと。発電事業者の対応が不十分な場合は、政府は、発電事業者を指導すること。
- (3) 港湾労働者をはじめとする関係労働者の雇用の担保と関係事業者の事業継続措置が図られない限り、石炭火力発電の廃止・縮小を行わないこと。

以 上